
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 38 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 38 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 10 月 24 日開催）（以下「作業部会」という。）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続

（IFRS 第 16 号の概要及び IASB による IFRS 第 16 号の影響分析について）

2. 作業部会におけるエンドースメント手続は、今後の日本基準開発の方向性を示唆する面もあることから、検討の参考として IFRS 第 16 号と米国会計基準のアプローチとの関係を整理すべきである。
3. IFRS 第 16 号の開発において、借手と貸手で非対称な会計処理とした経緯を整理すべきである。
4. 今回の IFRS 第 16 号の会計処理の概要の整理に加えて開示についても概要の整理が必要である。
5. IASB による IFRS 第 16 号の影響分析は、予想や想像が含まれ、IASB に都合のよいものとなっている可能性がある点で参考以上のものにならないと考えている。
6. 企業側にはリースに係る資産・負債を貸借対照表で認識しないこととする誘因があるため、それを達成するための新たなスキームを模索する可能性があるが、IASB による IFRS 第 16 号の影響分析はその点を吟味しない楽天的なものに留まっていると考える。
7. IAS 第 17 号「リース」及び IFRIC 解釈指針第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」については当委員会でのエンドースメント手続が済んでいることを踏まえて、それらが IFRS 第 16 号に移行する場合の影響を深掘りした整理をすべきである。

（EU のエンドースメント手続の状況について）

8. 従来のオペレーティング・リースに相当する部分の損益認識に関して、IFRS 第 16

号のモデルは米国会計基準のモデルと異なっており、この損益認識に関する相違はエンドースメント手続の重要なポイントの1つと考える。

(IFRS 第 16 号の開発過程における我が国の関係者からの意見発信の内容と IASB の対応状況について)

9. リースに係る資産・負債の貸借対照表での認識の提案について、我が国の関係者の見解には認識の是非や重要性など、様々な論点に係るものが含まれている。これらをまとめて IASB の対応を示すのではなく、論点ごとに検討経緯を整理すべきである。開示の提案についても同様である。
10. エンドースメント手続では、リースに係る資産・負債を貸借対照表に認識するか否かという点と、認識したうえで純損益への影響をリースの種類により区分するか否かという点を分けて評価を行うべきであり、後者が IFRS 第 16 号と米国会計基準の差であると認識している。
11. 会計基準に係る基本的な考え方の観点で「削除又は修正」を検討する場合、リースに係る資産・負債を認識すべきかの側面よりも、当期純利益にどのような影響を与えるかの側面が検討の中心となると考える。この点に関しては、再公開草案より前の段階の意見発信で IFRS 第 16 号と同様のモデルに対して費用が前倒しになることの問題を指摘しているため、当該意見発信に遡って分析する必要がある。
12. リースとサービスの区分に関して、意見発信の過程では、両者の区分が明確でないとの懸念が提起されており、エンドースメント手続の検討の対象とすべきと考える。
13. IAS 第 17 号から IFRS 第 16 号への移行に際して、オペレーティング・リースに相当する取引に係る資産・負債の貸借対照表での認識は重要な変更であるため、これはエンドースメント手続で検討すべき論点であると考ええる。

以 上